

## 部活動規約

### 1 部編成

- (1) 運動部（同好会）  
野球部、テニス部、ダイビング部、バスケットボール部、卓球部、（柔道部）  
カッター部、フラダンス部、サッカー部
- (2) 文化部（同好会）  
美術部、（理科部）、茶道部、ボランティア部、機関部、行事研究部、園芸部、進学研究部、  
海洋漁業部、海洋工学部、情報技術部、増殖部、製造部、危険物資格取得同好会
- (3) 現在、休部の部活動  
陸上部、報道部、剣道部、フォークソング同好会、バドミントン同好会

### 2 部登録

- (1) 全員登録  
すべての1年生は、入学年度4月に行われる部活動登録の際に、必ず、1つの部に登録し、その部に所属しなければならない。
- (2) 兼部の許可  
1人1つの部への登録・所属が原則であるが、活動時期・活動時間等による互いの部活動への影響を考慮した上で、関係部顧問の承認を得ることができれば、2つ以上の部に登録・所属する兼部を認める。
- (3) 部登録、部登録変更及び退部の手続き  
部登録、部登録変更及び退部の手続きについては、別途、定めるものとする。

### 3 部の新設、休止及び廃止

部の新設、休止及び廃止については、原則的に、下の(1)～(4)の規定に基づいた、「所定の手続き」を経ることが必要である。「所定の手続き」とは、生徒執行委員会、部顧問会、運営委員会、職員会を経て、学校長の許可を得ることである。

#### (1) 部の新設

- ア 部の新設にあたっては、「同好会」としての1年以上の活動実績が不可欠である。同好会から部が新設されるには、「所定の手続き」を経なければならない。
- イ 「同好会」とは、同じ活動目的を有する同好会者が発足時に、その活動を実行するに足る人数以上が集まり、その目的を支持する顧問と活動場所・時間が確保された場合に限り、「所定の手続き」を経て成立する。

#### (2) 部の休止

- ア 部の休止にあたっては、活動状況が不十分と判断された場合、又は、顧問がいなくなった場合、その後1年を経ても状況の変化がなければ、「所定の手続き」を経て、休部とする。
- イ 休止した部であっても、「同好会」として活動を続けることは可能である。この場合、顧問と活動場所・時間が確保されている場合に限り、指導費、遠征旅費の補助については、部に準ずるが、部活動費については若干とする。
- ウ 休止した部の復帰については、部を運営するに足りる部員数及びそれを支持する顧問と活動場所が確保された場合に限り「所定の手続き」を経て復帰する。

#### (3) 部の廃止（廃部）

部の廃止にあたっては、長期間休止状態が継続して復帰の見込みがないなど、特別な理由がある場合に限り、「所定の手続き」を経て、廃部とする。

- (4) 学校運営上必要ならば、(1)～(3)の規定に従わなくても、部の新設、休止及び廃止を学校長が決定することができる。

#### 4 部活動の活動日数・時間および活動禁止日

##### (1) 部活動の実施可能日について

平日は週4日以内、週休日は週1日以内の活動とし、週2日間以上の休養日を設け、定期考査発表日から定期考査終了日前日までは、特別な理由がない限り活動しない。年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は管理職に相談する。

##### (2) 部活動の実施可能時間(活動終了時刻)について

平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。

ア 朝練習 午前8時45分まで

イ 業後練習

(ア) 夏時間(4~9月) 午後6時30分まで 時間延長申請可(男子のみ)

1年生は、4月中は原則的には午後6時までとする。

(イ) 冬時間(10~3月) (男子)午後6時30分まで 時間延長申請可(男子のみ)

(女子)午後6時まで 時間延長申請可(午後6時30分まで)

(ウ) 業後練習の終了後、生徒はできるだけ早く帰宅する。部顧問は、生徒の下校を促し、最後の生徒が下校した後、活動場所・部室等の消灯・施錠を確認する。部顧問が不在でかつ代わりの職員が練習に立ち会えなければ、業後練習を中止とする。女子については、下校時の安全について十分に留意する。

##### (3) 定期考査にかかわる部活動禁止日の設定について

ア 次の期間の部活動を禁止する。

(ア) 考査最終日の業後の活動を除く考査中の活動

(イ) 考査初日の一週間前から前日(いわゆるテスト週間)までの朝および業後の活動

イ 次の場合、部活動を許可する。ただし、参加生徒・活動時間は、考査期間であることを十分に考慮する。

(ア) 考査一週間前が、全国大会(県外大会・全国大会の地区大会を含む)の2か月前であるとき

(イ) 考査一週間前が、県大会の1か月前であるとき

(ウ) 考査一週間前が、地区大会の2週間前であるとき

(4) 上記(1)のイの時間延長における活動および(2)のイの考査禁止日の活動の場合、別紙の部活動時間延長許可願を提出し、職員室南側の部活動連絡ホワイトボードに必要事項を記入する。

#### 5 土日・祝日時の部活動時の服装

##### (1) 服装の規定の適用

ア 活動の日時

本規定は、部活動を目的として登下校する土日・祝日のみとする。長期休暇の平日、または、部活動を目的としない登校〔面接指導など〕には適用しないものとする。

イ 服装について

(ア) 部活動を目的として登下校に関しては、制服または部活動で統一された服装のみとする。

(イ) 統一された服装とは、学校名が記載されたもので華美でない服装とする。

(ウ) 統一された服装は、部活動が学校(生徒会部・生徒指導部)に報告した服装のみとする。

ウ 服装の運用

(ア) 統一された服装での登下校時において、生徒指導部の制服の着こなしの規定を適用し、上着の脱衣状態での登下校などは認めない。

(イ) (ア)により、統一された服装での登下校時においても、装飾品(パーカー類、アクセサリ類)などを禁止する。

##### (2) 服装の違反について

ア 学校運営上の規定の破棄

本規定が学校運営において不都合や問題が生じる場合、この規約を随時破棄することがある。

イ 罰則規定

(ア) 服装規定が守れていない場合は、一定期間の部活動停止などの罰則を与える。

(イ) 服装規定が何度も守れない場合は、統一された服装での登下校の認可を撤回することがある。その場合、統一された服装の再登録には一定の期間を設けるものとする。

## 6 合宿（別紙の合宿規定を参照）

合宿は、原則として夏休み中に安全な宿泊施設と活動環境の得られる場合に限り、学校長の許可を得て実施することができる。

## 7 生徒会会計支出規定(部活動補助関係分)

### (1) 指導費の補助について

#### ア 登録費(登録料)補助

(ア) 連盟・協会等への登録費(登録料)及び連盟・協会等が勧める登録に必要な保険の保険料を生徒会会計より支出し、全額を補助する。ただし、部顧問の登録費及び保険料は、生徒会会計からは補助しない。

(イ) 生徒会会計への支出請求については、「連盟・参加費用の支出金調書」に、領収書またはそれに代わるものと登録費(登録料)等が明示された連盟・協会等からの文書の写しを添付し、生徒会会計に提出する。

#### イ 参加費(参加料)補助

(ア) 県内外で開催される高体連、高野連、高文連、水産高等学校長協会主催の大会等、または、学校長が出場を認めるその他の大会等については、その大会の主催団体が、蒲南市以外の市町村協会・連盟・教育委員会等である場合を除き、参加費(参加料)及び主催団体が勧める参加に必要な保険の保険料を生徒会会計より支出し、全額を補助する。ただし、大会の主催団体が、蒲南市以外の市町村協会・連盟・教育委員会等である場合であっても、団体競技(団体戦)に限って、その参加費及び主催団体が勧める参加に必要な保険の保険料を生徒会会計より支出し、全額を補助する。

(イ) 生徒会会計への支出請求については、「連盟・参加費用の支出金調書」に領収書またはそれに代わるものと参加費(参加料)等が明示された主催団体からの文書の写しを添付し、生徒会会計に提出する(公金の不正処理防止のため)。

### (2) 遠征旅費の補助について

ア 県内の遠征旅費に限り、その実費分を生徒会会計より支出し、補助する。ただし、定期券を所有する場合は、原則的に定期区間外の運賃分を補助する。

イ 遠征旅費の補助を受けることができるのは、原則として、登録人員(ベンチに入るマネージャーを含む)とする。

ウ 生徒会会計への支出請求については、「交通費用の支出金調書」に必要事項を記入し、生徒会会計に提出する。

エ 運動部の場合、県内で開催される高体連、高野連、水産高等学校長協会主催の大会、または、学校長が出場を認める県内のその他の大会において、出場するために必要な遠征旅費を年間4大会までの範囲で、それぞれに掛かる運賃の半額(片道分)を生徒会会計より支出し、補助する。ただし、リーグ戦形式で大会が複数日に及ぶ場合、トーナメント戦形式で勝ち進み、複数日にわたり大会に出場した場合、またはその両方の理由で大会出場が複数日になった場合、いずれも1大会とする。地区予選会から県大会に出場した場合も1大会とする。

オ 文化部の場合、高文連、産業教育振興会、水産高等学校長協会主催の大会等、または、学校長が参加を認める県内のその他の大会等において、参加するために必要な遠征旅費を年間4回までの範囲で、それぞれに掛かる運賃の半額(片道分)を生徒会会計より支出し、補助する。

カ 上のエ、オにおいて、高体連、高野連、高文連、産業教育振興会、水産高等学校長協会主催の大会等に出場・参加した場合は、それらの大会等をその他の大会より優先して補助するので、請求の際には注意が必要である。

キ 運動部における強化選手派遣依頼、文化部に所属する個人に対する表彰式出席への依頼については、参加するために必要な旅費の全額を生徒会会計より支出し、補助する。

ク 県外の大会の旅費に関しては、生徒会会計からは補助していません。事務とあらかじめ相談して、別途、補助してもらってください。ただし、県外の大会等に出場・参加する場合の集合する駅(名古屋駅または豊橋駅)までの旅費は、上のエ・オの大会数・回数範囲で補助する。

(3) 部活動費について

- ア 原則として、部活動費予算請求時に提出した品名、数量を購入する。
- イ 立て替え、現金購入を認める。クレジットカード払い、ポイントカードの利用は不可。
- ウ 「一般」の支出金調書に現金購入した場合は、明細付きの領収書、レシートのように購入したものの内訳がわかるものを添付し、振り込みの場合は納品書、請求書を添付し生徒会会計に提出する。
- エ 購入した物品については、生徒会主任又は生徒会副主任による検品を受け、支出金調書の検収印の欄に印をもらう（公金の不正処理防止のため）。
- オ 年度当初に決定した部活動費を超えての請求をしない。

8 部活動表彰

所属する部での活動状況が良好である部員を部顧問が推薦し、部顧問会及び職員会で審議し、学校長が認めた部員について表彰する。各表彰の部顧問の推薦の目安を下の(1)～(4)に示す。

(1) 優秀選手賞(対象学年1・2・3年)

運動部において、積極的に部に参加し、大会等に出場し、東三河代表程度以上の優秀な成績を上げ、他の生徒の模範となり部の進展に貢献した部員

(2) 優秀賞(対象学年1・2・3年)

文化部において、積極的に部に参加し、対外的に優秀な成績を上げ、他の生徒の模範となり部の進展に貢献した部員

(3) 功労賞(対象学年3年)

同一部活動で、3年間熱心に練習に励み、部の進展に貢献した部員  
上の(1)(2)については、賞状を授与する。(3)については、記念品を授与する。

9 部室等

使用している部室及び活動場所を下に示す。

(1) 運動部

ア 運動場クラブ室

|   |       |         |        |    |   |
|---|-------|---------|--------|----|---|
| 南 | サッカー部 | バドミントン部 | テニス部   | 2階 | 北 |
|   | 野球部   | 生徒会倉庫1  | 生徒会倉庫2 | 1階 |   |

イ 体育館前クラブ室

|   |           |       |          |    |   |
|---|-----------|-------|----------|----|---|
| 北 | バスケットボール部 | 機関部倉庫 | カッター部(女) | 2階 | 南 |
|   | 剣道部       | 柔道部   | カッター部(男) | 1階 |   |

- ウ プール(管理室・更衣室を含む)      ダイビング部
- エ 体育館(ステージ・2階(北)を含む)      卓球部
- オ 体育館フロア      バスケットボール部
- カ 家庭科総合実習室(南校舎 2階)      フラダンス部

(2) 文化部

| 部名     | 活動場所                                  | 部室        | 部名         | 活動場所                | 部室          |
|--------|---------------------------------------|-----------|------------|---------------------|-------------|
| 美術     | 図書室倉庫<br>(南校舎 3階)                     | 図書室<br>倉庫 | 進学研究       | 視聴覚教室               | なし          |
| 理科     | 理科室<br>(本館棟 3階)                       | なし        | 海洋漁業       | 運用実習室<br>(南校舎 4階)   | なし          |
| 茶道     | 水産生物実習室<br>(本館棟 4階)                   | なし        | 海洋工学       | 海洋工学実習棟             | なし          |
| ボランティア | 海洋資源実習棟                               | なし        | 情報技術       | 電子機器実習室<br>(南校舎 3階) | 電子機器<br>実習室 |
| 機関     | 海洋工学実習棟                               | なし        | 増殖         | 海洋資源実習棟             | なし          |
| 行事研究   | 生徒会室・理科室<br>(本館棟 3階)<br>生徒会倉庫(視聴覚準備室) | なし        | 製造         | 水産食品実習棟<br>産振棟 3階   | なし          |
| 園芸     | 水産食品実習棟<br>南側ガーデン                     | なし        | 危険物<br>同好会 | 化学分析実習室<br>(本館棟 4階) | なし          |

10 その他

この部活動規約は、令和2年4月3日より1年間有効とする。